

よくある質問

Q1

現在、事業を営んでおり、新たに別事業を始めたいと考えていますが、補助対象となりますか？

事業計画書の提出時点で事業を営んでいないことが条件になりますので、補助対象となりません。その他、個人事業主が法人化する場合も補助対象となりません。

Q2

平日は従業員として会社に勤め、休日に趣味を生かしてお店を創業したいと考えていますが、補助対象となりますか？

創業する事業で主に生計を立てる人を対象としますので、補助対象となりません。

Q3

自宅の一室を利用してお店を創業したいと考えていますが、補助対象となりますか？

営業時間、定休日などを定め、入口などに看板などを設置し、事業を行っていることを対外的に示し、さらに南知多町税務課に、開業・事務所等設置報告書または法人の設立・設置申告書を提出すれば、補助対象となります。

Q4

店舗を新築して創業したいと考えていますが、建設費は事業所等改装費の対象になりますか？

あくまで改装に関係する費用が対象ですので、建設費は対象となりません。

Q5

中古の設備でも設備費の対象となりますか？

購入により取得し、支払等を証明する書類が入手できるのであれば対象となります。

Q6

オープニングキャンペーン期間中、来店者に店名入りの粗品を配ろうと考えています。その作製費は広報費の対象となりますか？

お店のPR・販売促進が目的であれば対象となります。

Q7

キッチンカーなどを使った移動販売事業で創業したいと考えていますが、補助対象となりますか？

キッチンカー等の車両及び運搬具に係る経費は対象になりません。厨房設備購入、内装改修、広告宣伝費等は対象となる場合があります。

Q8

認定申請前に事務所の賃貸借契約を結んでしまいましたが、認定申請できますか？

創業に伴う事業全般に着手した後でも事業計画書を提出していただけますが、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの当該年度である必要があります。

Q9

中小企業者等応援補助金と併用はできますか？

併用できません。